○経済産業省告示第百七十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものを次のように定め、平成二十九年八月十六日から施行する。

なお、平成二十六年経済産業省告示第百六十一号（輸出貿易管理令別表第二の三五の三の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定めるもの）は、平成二十九年八月十五日限り、廃止する。

平成二十九年七月二十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

輸出貿易管理令（以下「令」という。）別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは次に掲げるものとする。

一　令別表第二の三五の三の項（二）に掲げる貨物であって、次に掲げるもの

イ　テトラエチルピロホスフェート（別名ＴＥＰＰ）

ロ　水銀

ハ　砒酸鉛

ニ　水酸化トリシクロくキシルスズ（別名シクロヘキサチン）

ホ　二・四・六―トリクロロフェニル―四―ニトロフェニルエーテル（別名ＣＮＰ又はクロロニトロフェン）

ヘ　ペンタクロロニトロベンゼン（別名ＰＣＮＢ又はキントゼン）

二　令別表第二の三五の三の項（五）に掲げる貨物であって、次のイ、ロ若しくはニからヘまでに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又はハに掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物

イ　ベンジジン及びその塩

ロ　四―アミノジフェニル及びその塩

ハ　石綿

ニ　四―ニトロジフェニル及びその塩

ホ　ビス（クロロメチル）エーテル

ヘ　ベーターナフチルアミン及びその塩

○経済産業省告示第百七十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年七月二十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線 二　ヒューズ 三　配線器具 四　小形単相変圧器及び放電灯用安定器 五　電熱器具 六　電動力応用機械器具 七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	TÜV SÜD PSB Pte Ltd 1 Science Park Drive Singapore 118221

登録年月日　平成二十九年七月二十四日

（参考）

TÜV SÜD PSB Pte Ltdの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

TÜV SÜD PSB Pte Ltd (1 Science Park Drive Singapore 118221)

TÜV SÜD PSB Pte Ltd EMC Lab (No 13 International Business Park #01―01 Singapore 609932)

TÜV SÜD PSB Pte Ltd Fire Lab (10 Tuas Ave 10 Singapore 639134)

○国土交通省告示第七百十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十九年七月三十一日から同年八月三日まで、同年八月五日及び同月六日の毎日午前八時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十九年七月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

愛知県蒲郡市大崎防波堤、同防波堤突端から北緯三十四度四十七分六秒東経百三十七度十四分十八秒の地点まで引いた線、同地点から北緯三十四度四十六分二十五秒東経百三十七度十六分四秒の地点まで引いた線、同地点から愛知県蒲郡市南防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた水域

○東北地方整備局告示第百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十四日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　二級河川七北田川水系七北田川改修工事（左岸：宮城県仙台市宮城野区中野字高松地内から同市宮城野区蒲生字町地先河川敷地まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県仙台市宮城野区中野字高松及び蒲生字町地内

宮城県仙台市宮城野区蒲生字町地先河川敷地

２　使用の部分　宮城県仙台市宮城野区中野字高松及び蒲生字町地内

宮城県仙台市宮城野区蒲生字町地先河川敷地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県仙台市宮城野区中野字高松地内から同市宮城野区蒲生字北中河原地内までの二級河川七北田川水系七北田川（以下「七北田川」という。）左岸の延長2,949mの区間及び同市宮城野区蒲生字八朗兵エ谷地第二地内から同市宮城野区蒲生字北上河原地内までの七北田川右岸の延長2,109mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川七北田川水系七北田川改修工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川七北田川水系七北田川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である宮城県は、既に本件事業を開始していること、七北田川は、河川法第５条第１項の規定に基づき宮城県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第１項の規定により宮城県知事が河川管理者であることなどから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

七北田川は、その源を宮城県と山形県との県境に位置する泉ヶ岳に発し、八乙女川等の支川を合わせ、仙台平野の北東部を貫流し、河口付近で南貞山運河と合流した後、仙台湾に注ぐ幹線流路延長45km、流域面積215.3㎢の河川である。

七北田川は、その流域に仙台市等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和61年８月の洪水では、河口部周辺を含め浸水家屋3,560棟、浸水面積2,320haに及ぶ被害が発生している。さらに、七北田川河口部付近においては、平成21年に当時、想定されていた洪水及び津波に対応した高さの堤防が完成していたが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。